

第4回幕別町使用料等審議会 議案

日時 令和3年11月19日(金) 19時

場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

〔会議次第〕

1 会長挨拶

2 議 事

議案第1号 幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について(継続審議)

3 スケジュール等について

4 その他

議案第1号

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について (継続審議)

幕別町使用料等審議会委員名簿

所 属 団 体	氏 名
幕別町商工会	かとう まさのり 加藤 正則
北洋銀行幕別支店	はしざか ひでき 橋坂 英樹
幕別町消費者協会	すぎやま つきみ 杉山 月水
幕別町次世代育成支援対策地域協議会	よこやま とおる 横山 徹
幕別町忠類地域住民会議	もり とおる 森 徹
幕別町社会福祉協議会	たかはし ひらあき 高橋 平明
幕別町老人クラブ連合会	おかだ ますみ 岡田 益美
幕別町校長会	きた あつし 喜多 敦
幕別町体育連盟	わだ りょうじ 和田 良治
幕別町体育連盟	たかみち あきお 高道 昭夫
幕別町文化協会	みやもと あきら 宮本 彰
公募	うらしま つとむ 浦島 勉
公募	くにやす ひろみ 國安 廣美
公募	さかもと ひろみ 坂本 浩美
公募	まえの よしお 前野 義雄
公募	まつもと ゆきえ 松本 幸枝

事 務 局

企画総務部長	やまぎし のぶお 山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	しらすか ひろし 白坂 博司
企画総務部政策推進課副主幹	なるみ ゆきや 鳴海 走也
企画総務部政策推進課副主幹	こでら ひろし 小寺 博志
企画総務部政策推進課副主幹	くさかべ たかひこ 日下部 孝彦

第4回幕別町使用料等審議会資料

日時 令和3年11月19日（金）19時

場所 幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

【資料1】 現状の主な公共施設の予約及び支払い等について

【資料2】 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表

現状の主な公共施設の予約及び支払い等について

施設名	団体区分	予約の開始時期	条例上の支払い時期
近隣センター	全ての団体	随時（各近隣センター運営委員会の方針による）	使用者のうち、町が直接使用する場合又はコミュニティ活動に使用する場合若しくは公共的団体が使用する場合を除く者は、別表1及び別表2に掲げる使用料をあらかじめ納付しなければならない。
幕別地域コミュニティセンター	全ての団体	使用月の3か月前の1日から予約を受けている。 ただし、定期利用団体が使用している時間帯については、他団体は予約不可としている。	使用者のうち、町が直接使用する場合又はコミュニティ活動に使用する場合若しくは公共的団体が使用する場合を除く者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料をあらかじめ納付しなければならない。
札内コミュニティプラザ	札内寿会老人クラブ	12月に翌年度4・5月分の予約を取りまとめ、町の予約と日程調整を行う。 2月に翌年度6月以降分の予約を取りまとめ、町の予約と日程調整を行う。	使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。
	上記以外の団体	使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	
忠類コミュニティセンター	全ての団体	使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	使用者のうち、町が直接使用する場合又はコミュニティ活動に使用する場合若しくは公共的団体が使用する場合を除く者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料をあらかじめ納付しなければならない。
町民会館	全ての団体	随時	第3条第1項の規定により、使用の承認を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。
百年記念ホール	全ての団体	講堂、大ホール、ギャラリーは使用月の1年前の1日から、その他は使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
集団研修施設こまはた	町内団体	使用月の4か月前の1日から予約を受けている。	第3条第1項の承認を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。
	町外団体	使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	
農業者トレーニングセンター 札内スポーツセンター	定期利用団体	5月と11月からの半年を期間として広報で募集をし、受付けている。 ただし、各団体において、週2回各2時間を限度としている。	第5条第1項の規定により、使用の承認を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。
	随時利用団体	使用月の1年前の1日から予約を受けている。 ただし、定期利用団体が使用している時間帯については、予約不可としている。	
幕別運動公園野球場 幕別運動公園陸上競技場	全ての団体	大会は使用月の1年前の1日から、その他は使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	第3条第1項の規定により、使用の承認を受けた者は、別表第1又は別表第2に定める使用料を前納しなければならない。
札内川河川緑地サッカー場 札内川河川緑地ラグビー場	町内団体	4月に利用調整会議を開催し、利用日を調整している。	現行は料金未設定
パークゴルフ場	日本パークゴルフ協会、幕別町パークゴルフ協会	3月中に翌年度の大会・例会の予約を受けている。	現行は料金未設定
	上記以外の団体	4月1日からその年度の予約を受けている。	
幕別運動公園ソフトボール場 依田公園野球場 依田公園テニスコート 札内川河川緑地野球場 札内川河川緑地ソフトボール場	全ての団体	大会は使用月の1年前の1日から、その他は使用月の3か月前の1日から予約を受けている。	現行は料金未設定
幕別運動公園テニスコート 幕別運動公園アーチェリー場 依田公園アーチェリー場 札内川河川緑地テニスコート 札内川河川緑地バスケットコート 忠類テニスコート 町民プール	全ての団体	予約の受付はしていない。	現行は料金未設定
忠類体育館	全ての団体	随時	第5条第1項の規定により、使用の承認を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。
学校開放（参考）	定期利用団体	5月と11月からの半年を期間として広報で募集をし、受付けている。	現行は料金未設定

統一した公共施設の予約及び支払い等について（案）

統一した見直し案	大会や公演等で使用する団体	使用月の1年前の1日から予約可能とする。 ただし、全国、全道規模の大会や公演等で使用する場合は、この限りでない。	使用日当日までに支払う。 ただし、営利目的または入場料等を徴収する場合は、使用日の1か月前までに支払う。
	定期利用団体	使用する四半期の4か月前の1日から中旬までの期間で優先予約を受付する。 ただし、文化団体は各施設ごとに月3回を限度、スポーツ団体は各施設ごとに月6回を限度とし、また、複数団体の予約が重複した場合は利用調整するか、調整できない場合は抽選により使用団体を決定する。	【キャンセル時の使用料の取扱い】 キャンセルをした場合、使用料は発生しないが、使用日の2週間前を過ぎてから、使用日の1週間前までにキャンセルをした場合は使用料の5割、1週間前を過ぎて前日までにキャンセルをした場合は使用料の8割、当日使用しなかった場合は使用料の全額を徴収する。
	上記以外の団体	使用月の3か月前の1日から予約可能とする。	ただし、災害等による使用者の責によらない事由により使用できない場合を除き、既に納付された使用料は還付しない。

使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表

【旧】	【新】																																				
<p>使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)</p> <p>I 使用料について 1 見直しの適用範囲</p> <p>【基本方針(案)3頁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針適用施設</td> <td>コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)</td> </tr> <tr> <td>基本方針適用施設(※)</td> <td>まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、パークゴルフ場(大会等使用に限る)、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td>基本方針適用除外施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等により一定の基準が示されている施設</td> <td>公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)</td> </tr> <tr> <td>役務やサービスの提供が伴う施設</td> <td>町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所</td> </tr> <tr> <td>独立採算を前提とする施設</td> <td>スキー場、上下水道</td> </tr> <tr> <td>その他統一的な算定方法によらない施設</td> <td>考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用</td> </tr> <tr> <td>見直し対象外施設</td> <td>交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、パークゴルフ場(個人利用に限る)、屋外ゲートボール場</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設	基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、 パークゴルフ場(大会等使用に限る) 、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	基本方針適用除外施設		法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 パークゴルフ場(個人利用に限る) 、屋外ゲートボール場	<p>使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)</p> <p>I 使用料について 1 見直しの適用範囲</p> <p>【基本方針(案)3頁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針適用施設</td> <td>コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)</td> </tr> <tr> <td>基本方針適用施設(※)</td> <td>まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td>基本方針適用除外施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法令等により一定の基準が示されている施設</td> <td>公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)</td> </tr> <tr> <td>役務やサービスの提供が伴う施設</td> <td>町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所</td> </tr> <tr> <td>独立採算を前提とする施設</td> <td>スキー場、上下水道</td> </tr> <tr> <td>その他統一的な算定方法によらない施設</td> <td>考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用</td> </tr> <tr> <td>見直し対象外施設</td> <td>交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、パークゴルフ場、屋外ゲートボール場</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施 設	基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	基本方針適用除外施設		法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 パークゴルフ場 、屋外ゲートボール場
区 分	施 設																																				
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)																																				
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、 パークゴルフ場(大会等使用に限る) 、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター																																				
基本方針適用除外施設																																					
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)																																				
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所																																				
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道																																				
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用																																				
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 パークゴルフ場(個人利用に限る) 、屋外ゲートボール場																																				
区 分	施 設																																				
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)																																				
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター																																				
基本方針適用除外施設																																					
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)																																				
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所																																				
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道																																				
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、小中学校(学校開放)、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用																																				
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 パークゴルフ場 、屋外ゲートボール場																																				